

椋山女学園大学内部質保証に関する方針

椋山女学園大学(以下「本学」という。)は、内部質保証の方針を次のとおり定める。

1. 基本的な考え方

本学は、その理念と教育目的を実現し、使命を果たすために、教育・研究・社会貢献等の諸活動を恒常的・継続的に改善して質の向上を図る。そのために、全学において定期的に自己点検・評価を実施し、その結果及び認証評価結果を、大学ウェブサイト等を通じて広く学内外に公表し、社会に対し説明責任を果たす。

また、教育研究活動や大学運営に関する情報を収集・分析し、客観的なデータに基づいた信頼性の高い内部質保証活動を行う。

2. 体制及び手続

本学は、以下に示す内部質保証の体制を構築し、適切な手続に従って自己点検・評価及び改善・向上活動を行う。

(1) 内部質保証推進機構

全学の内部質保証推進の責任は、内部質保証推進機構(以下「推進機構」という。)が担う。推進機構は、内部質保証に関する方針を立案し、全学的な自己点検・評価の企画、立案及び統括を行う。

推進機構は、全学自己点検・評価委員会(以下「委員会」という。)が取りまとめた全学的な自己点検・評価の結果である『自己点検評価書』を確認、検証し、大学協議会を通して学長に報告する。学長は報告を受けて、改善が必要な事項について、改善の実施を指示する。推進機構は、全学的な自己点検・評価の結果を踏まえ課題を抽出し、改善事項を事業計画に反映させ改善実施を統括することで、全学における内部質保証に係る活動を推進する。

(2) 全学自己点検・評価委員会

推進機構の下に設置する委員会は、内部質保証に関する方針に基づき、全学的な自己点検・評価活動を実質的に推進する。委員会は、学部・研究科等の各部門が行う自己点検・評価の実施を支援するとともに、その結果を取りまとめ、教育研究及び管理運営等の諸活動について、全学的な観点から自己点検・評価を行う。その結果は『自己点検評価書』として取りまとめ、推進機構に提出する。

(3) 学部・研究科等の各部門

学部・研究科等の各部門の長は当該部門における内部質保証推進の責任を担う。各部門は、教育研究及び管理運営等の諸活動について自己点検・評価を行い、その結果を委員会に提出する。また、学長からの指示に基づき、改善事項を事業計画に反映させ、改善を実施することで、各部門における内部質保証に係る活動を実質的に推進する。

(4) 外部評価委員会

自己点検・評価の結果の妥当性と客観性を高め、内部質保証活動の水準を維持、向上させるため、定期的に外部評価を受け、その結果を改善に活用する。外部評価を受ける際は、学外の第三者による外部評価委員会を設置する。

(5) 大学IR室

大学IR室は、本学の教育研究活動の充実発展に寄与することを目的として、教育研究、大学運営等に関する情報の収集・管理・分析を行い、各部門に必要な情報を提供する。

3. 内部質保証体制図

別に定める。

平成30年6月19日制定

令和4年3月16日改正

令和8年2月17日改正